

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成18年3月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 届出者の氏名及び住所
八千代ムセン電機株式会社
代表取締役 山崎 孝夫
大阪府中央区徳井町二丁目4番14号
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
八千代ムセン京都南店
京都市伏見区中島樋之上町10-1
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日
平成18年3月6日
- 3 届出年月日
平成18年3月15日

（産業観光局商工部商業振興課）